

独立行政法人統計センターの標準的な官職を定める規程

平成 21 年 3 月 31 日
統計センター規程第 28 号
最終改正 令和 3 年 3 月 31 日

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 34 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 59 条第 2 項の規定により独立行政法人統計センターが定める標準的な官職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職制上の段階 | 標準的な官職 |
|---|--------|
| 1 経営審議役の属する職制上の段階 | 審議役 |
| 2 部長の属する職制上の段階 | 部長 |
| 3 次長、人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官の属する職制上の段階 | 次長 |
| 4 課長、企業調査支援室長、人事企画監、財務企画監、統計データ高度化推進官、参事及び研究官の属する職制上の段階 | 課長 |
| 5 副課長、監査室長、厚生管理室長及び統計データ利活用推進室長の属する職制上の段階 | 副課長 |
| 6 課長代理、室長代理及び統括統計職の属する職制上の段階 | 課長代理 |
| 7 係長、統計専門職、指導官及び専門職の属する職制上の段階 | 係長 |
| 8 前各号に掲げるもの以外の官職の属する職制上の段階 | 係員 |

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 21 日）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 28 日）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年3月27日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月26日）

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。